特別養護老人ホーム彩美苑利用料金のご案内

令和6年8月1日現在

【介護老人福祉施設サービス費】

(1日あたりの単位数)

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	施設サービス費	670	740	815	886	955	
	看護体制加算【Ⅰ】□	4					
加	看護体制加算【Ⅱ】□	8					
算	夜勤職員配置加算【Ⅱ】□	18					
	個別機能訓練加算	12					
	介護職員等処遇改善加算【Ⅲ】	80	87	97	105	113	
一日あたりの合計		¥835	¥916	¥1,005	¥1,089	¥1,170	

※海老名市は4級地で1単位あたり10.54円になりますので、上記の合計×10.54が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

 【居住費・食費】
 (1日あたりの利用料)

 第1段階
 880
 円/日

居住費	第1段階	880	円/日
	第2段階	880	円/日
	第3段階①②	1,370	円/日
	第4段階	2,550	円/日
食	第1段階	300	円/日
	第2段階	390	円/日
	第3段階①	650	円/日
費	第3段階②	1,360	円/日
	第4段階	1,500	円/日

【1ヶ月(30日)あたりの利用料金目安】

(単位:円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第1段階	60,457	62,878	65,560	68,059	70,487
	第2段階	63,157	65,578	68,260	70,759	73,187
	第3段階①	85,657	88,078	90,760	93,259	95,687
	第3段階②	106,957	109,378	112,060	114,559	116,987
	第4段階	146,557	148,978	151,660	154,159	156,587
	(2割負担)	171,615	176,456	181,821	186,818	191,675
	(3割負担)	196,672	203,934	211,981	219,477	226,762

[※]第1段階から第3段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては市役所への申請が必要です。

- ※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階(2,550円) となります。
- ※利用料金は、要介護度、介護保険負担限度額によって異なります。また、配置基準、制度改正により変更になることがございますので、ご了承ください。

初期加算	30	単位	入所した日から起算して30日以内。30日を越えての病院、診療所への入院後、再入所した場合。 (1日につき)	
療養食加算	6	単位	医師の指示による特別食を提供する場合。(1食につき)	
入院·外泊時加算	246	単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する。(1日につき)	
退所前訪問相談援助加算	460	単位	退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)	
退所後訪問相談援助加算	460	単位	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合。(1回につき)	
退所時相談援助加算	400	単位	退所時に退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)	
退所前連携加算	500	単位	退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)	
退所前連携加算(Ⅱ)	400	単位	入所期間が1カ月を超える入所者の退所時、相談援助を行った場合(1回限り)	
看取り介護加算【 I 】(1)	72	単位	死亡日以前31日以上45日以下。(1日につき)	
看取り介護加算【 I 】(II 】(2)	144	単位	死亡日以前4日以上30日以下(1日につき)	
看取り介護加算【 I 】【 II 】(3)	780	単位	死亡日の前日及び前々日(1日につき)	
看取り介護加算【I】【II】(4)	1,580	単位	死亡日※【Ⅱ】1580単位(1日につき)	
サービス提供体制強化加算【I】	22	単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上。(1日につき)	
サービス提供体制強化加算【Ⅱ】	18	単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上。(1日につき)	
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6	単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上。(1日につき)	
日常生活継続支援加算【Ⅱ】	46	単位	入所者総数のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。 介護福祉士の数が、6 又はその端数を増すごとに1以上。(1 日につき)	
経口移行加算	28	単位	計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。(1日につき)	
経口維持加算【Ⅰ】	400		摂食障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合。(1月につき)	
経口維持加算【Ⅱ】	100	単位	【 I 】を算定している場合で、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師等が加わった場合。 (1月につき)	
在宅復帰支援機能加算	10	単位	家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する 調整を行っている場合。(1日につき)	
在宅・入所相互利用加算	40	単位	要介護3から要介護5までの者に在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分に行っている場合。(1日につき)	
若年性認知症入所者受入加算	120	単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	単位	歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。(1月につき)	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	単位	加算 (I) に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等を厚生労働省へ提出し、必要な情報を適切に活用している場合 (1月につき)	
認知症行動·心理症状緊急対応加算	200	単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急 入所した場合。(1日につき)入所後7日に限る。	
排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	10~20	単位	継続的に入所者ごとの排泄に係る支援を行った場合(Ⅰ)10単位、(Ⅱ)15単位、(Ⅲ)20 単位/(1月につき)	
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	3.13	単位	・ 入所者ごとの複搭発生リスク評価 評価結果の介護関連データーベース(CHASE)へのデータ提出、リスクのあろ利田者へ複搭	
個別機能訓練加算(Ⅱ) 20 単位		単位	個別機能訓練計画の内容を、厚生労働省に提出し、機能訓練実施に当たって必要な情報を活用 している場合。	
安全対策体制加算 20		単位	外部研修の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時1回に限り)	

※ 各種加算の算定は各入居者様の状態により相談させて頂きます。

〇医療費(訪問(歯科)診療・薬代)・理美容代、健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)、施設外に依頼されるクリーニング代等

[※]その他の日常生活費について

[○]その他、入所者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。